



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第14号)

目次

	ページ
企業管理規程	
○群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程(総務課)	2
○群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程(同)	2
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(同)	2

企業管理規程

群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和八年三月三十一日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局企業職員旅費規程の一部を改正する規程

群馬県企業局企業職員旅費規程(昭和六十三年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第五号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「建設支援係及び調査計画係」を「建設係及び調査係」に改める。
第九条の十第一号から第四号までの規定中「霧積発電所」の下に「板倉ニュータウン太陽光発電所」を加える。
第十条に次の一号を加える。

七 桐生川発電所に係る建設工事の施工に関する事(渡良瀬発電電務所に限る)。

第十一条第一項の表群馬県渡良瀬発電電務所の項中「田沢発電所及び板倉ニュータウン太陽光発電所」を「及び田沢発電所」に改める。

第十一条の二の表群馬県渡良瀬発電電務所の項中「発電係」の下に「建設係」を加える。

第二十五条第三項中「支所長(総括)、支所長」を削る。
別表二の表役付職員の中

次長	上司の命を受け、所長又は部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
----	---------------------------------

次長 支所長	上司の命を受け、所長又は部長を補佐し、所属職員(支所長においては支所員)を指
-----------	--

に、を

揮監督する。

係長	上司の命を受け、所長を補佐し、関係職員を指導する。
吾妻発電電務所湯川支所長(総括)	上司の命を受け、支所員を総括及び指導し、支所の事務をつかさどる。
吾妻発電電務所湯川支所長	上司の命を受け、支所員を指導し、支所の事務をつかさどる。

を

係長

上司の命を受け、所長を補佐し、関係職員を指導する。

に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第六号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項の表契約予定金額が一件につき三十万円に満たない工事及び修繕(物品の修繕を除く)に係る経費の項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同表契約予定金額が一件につき二十万円に満たない委託に係る経費の項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第七十条第一項第二号中「公団」を「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第八十五条第一号中「給料」を「職員以外の者の受講、実習、研修、修学、見学その他これらに類する目的のための旅行に要する経費」に改め、同条第四号中「公団」を「独立行政法人」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 デビットカードを利用して支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすこととなる経費

第八十八条の二ただし書中「次」を「第一号から第三号まで」に、「において、第四号」を「、第四号に掲げる経費は想定される外国為替の変動幅の範囲内、第五号」

に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 外国為替の変動により支払額が変動するもの

第八十九条第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第九十一条第一号中「公団」を「独立行政法人」に改める。

第九十三条第一項第一号中「公団」を「独立行政法人」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 保管料

第九十三条第一項に次の一号を加える。

七 試験手数料

第三百三十二条の六第十一号中「担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

第三百三十二条の十三第三号中「公団」を「独立行政法人」に改める。

第三百三十二条の四十三第一項第一号中「二十万円」を「三十万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四百四十四条第一号中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第九百九十三条第三項第一号中「・汽力」を削る。

別表第一の 1 の表中「水力、汽力及び太陽光発電設備」を「水力及び太陽光発電設備」とし、「(水力/汽力/太陽光)」を「(水力/太陽光)」とし、別表第一の 2 の表中「水力、汽力及び太陽光発電設備」を「水力及び太陽光発電設備」とし、「水力、汽力及び太陽光発電費」を「水力及び太陽光発電費」とし、別表第一の 3 の表中

特別修繕引当金(汽力)	同上	を
特別修繕引当金(太陽光)	同上	を
特別修繕引当金(太陽光)	同上	に
特別修繕引当金(汽力)	同上	を
特別修繕引当金(太陽光)	同上	を

「(光)」

「修繕引当金(太陽光)」

「同上」

改め、別表第一の 8 の表中

「(光)」 本局 「節以下は、上記「事務所別」に準じて整理する。

「(光)」 本局 「節以下は、上記「事務所別」に準じて整理し、次の節を加える。供給促進交付金を整理する。

「(光)」 本局 「供給促進交付金」

改め、別表第一の 9 の表中「水力、汽力及び太陽光発電設備」を「水力及び太陽光発電設備」とし、

「(光)」 汽力発電費 「水力発電費」に準じて整理し、次の節を加える。

「(光)」 汽力発電費 「ガス費 蒸気料」

「(光)」 供給促進交付金(小売精算用) 「供給促進交付金(小売精算用)を整理する。」

改める。 附 則 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
